



関西広域連合規約の改正案（追加分）

令和 5 年 10 月 26 日

広域観光・文化・スポーツ振興局

1 改正内容

広域連合の処理する事務に係る規定整備

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正により、外客来訪促進計画の策定主体が都道府県から地方運輸局、都道府県、市町村、DMO等が参加する協議会に変更されたことから規定整備を行うもの。

2 規約変更案

関西広域連合規約

改正箇所はゴシック部分

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)・(2) (略)

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ 外国人観光旅客の**旅行の容易化等の促進来訪の促進等**による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。~~以下本号において「法」という。~~）に規定する**外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの第4条第1項及び第2項に規定する協議会の組織に関する事務**

~~(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務~~

~~(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務~~

ウ～キ (略)

(4)～(9) (略)

2 前項各号に掲げる事務のうち・・・(略)・・・、同項第3号~~（ア及びイに係る事務に限る。）~~、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
事業費	第4条第1項第3号 ア及びイ に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号 ウイ からキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5

※ 附則については、令和5年9月23日付け公表資料と同じ。